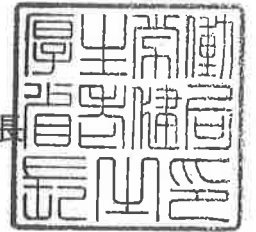


老発第0917004号
平成15年9月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について

老人福祉施設に対する指導監査の実施については、「老人福祉施設に係る指導監査について」（平成12年5月12日老発第481号厚生省老人保健福祉局長通知）により示しているところであるが、老人福祉法上の老人福祉施設である特別養護老人ホームが介護保険法上の指定介護老人福祉施設であることに鑑み、また今後、老人福祉施設に対して効率的かつ適正な指導監査を実施していく必要があることに鑑みて、通知の別添「老人福祉施設指導監査指針」について、今般、その一部を別紙のとおり改正することとし、平成15年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

老人福祉施設指導指針新旧対照表

		改正前 (旧)	改正後 (新)
第1	目的 (略)		
第2	指導監査方法等		
第1	指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。		指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。 なお、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームについては、「介護保険施設等の指導監査について」(平成12年5月12日老発第479号老人保健福祉局長通知)による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本指針による指導監査を省略して差し支えないものとする。
(1)	一般監査 (略)		(1) 一般監査 (略)
(2)	特別監査 (略)		(2) 特別監査 (略)
2	指導監査計画等		
(1)	一般監査 (略)		2 指導監査計画等 (略)
(2)	特別監査 (略)		(2) 特別監査 (略)
3	指導監査の実施通知 (略)		3 指導監査の実施通知 (略)
第3	指導監査後の措置		
第1	指導監査結果の通知 (略)		第3 指導監査後の措置 (略)
2	改善報告書の提出 (略)		2 改善報告書の提出 (略)
3	改善命令等 (略)		3 改善命令等 (略)
第4	その他 (略)		第4 その他 (略)